

“はじめの一步” 諏訪地域創業スクール inおかや

創業時に必要な手続きや事業計画の作り方だけでなく、マーケティングをはじめとする経営に必要な基礎知識を習得できます。また、実際にあった成功・失敗談の考察や各分野のエキスパートの講義を通して、より良いビジネスプランの策定を応援します。そのほか、当スクールならではの心強いネットワークを築くための交流会を開催し、受講者同士や講師陣を含めた支援機関との絆を深めます。

- ◆開催日 平成27年8月29日(土)～平成27年11月14日(土)
(8/29、9/5、9/12、9/26、10/17、10/24、10/31、11/14)
※全8回 上記いずれも土曜日
- ◆時間 午前10時～午後5時
- ◆定員 30名(定員になり次第締め切ります)
- ◆締切 平成27年8月25日(火)
- ◆受講料 10,800円(税込み)※初回のご出席の際に会場にて集金致します。
- ◆会場 テクノプラザおかや(岡谷市本町1-1-1 TEL:0266-21-7000)※岡谷駅近く徒歩2分
- ◆講師 各カリキュラムとも実績のある専門家が担当します。
※カリキュラム内容、講師、特定創業支援等の詳細は後日ホームページ等で発表します。
- ◆申込み・問い合わせ 岡谷商工会議所(岡谷市郷田1-4-11)
TEL:0266-23-2345 FAX:0266-22-9056
URL:http://www.okayacci.or.jp E-mail:info@okayacci.or.jp
- ◆共催機関 諏訪商工会議所 茅野商工会議所 下諏訪商工会議所
岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町 諏訪信用金庫

今度の創業スクールはメリット盛り沢山です!!
本事業は特定創業支援事業のため、以下のメリットがあります(出席状況等の条件あり)

株式会社設立登記時の登録免許税の減免

無担保無保証人の創業関連保証の特例
①保証枠の拡大
②利用対象期間の延長など

自治体による補助制度など

★参加者相互のネットワーク作りと活用を積極的に支援します。また先輩起業(企業)者との交流も予定しています。(自由参加)★

「無料体験講座(創業体験談セミナー)」申込み受付中!!(参加費無料)

その一歩を後押しする「無料体験講座(創業体験談セミナー)」で上記スクールを仮体験できます。

- 内容 ①創業スクール概要説明・研修カリキュラム概要説明(無料体験プログラム)
②創業者が語る開業の心構え
- 日時 平成27年8月23日(日)午前10時～午後0時30分
- 会場 テクノプラザおかや
- 申込み 事前に岡谷商工会議所にお申込みください。
- 締切 平成27年8月21日(金)午前中まで(当日受付も承りますので、是非ご参加ください。)

※当地域創業スクールに参加をお考えの方、創業に興味のある方に無料で参加いただける体験講座です。
当スクールを受講されない方も無料で参加できるセミナーですので、お気軽にご参加ください。

平成27年度の介護保険料決定通知書を 第1号被保険者(65歳以上の方)にお送りしました

第1号被保険者(65歳以上)の皆さまの前年の所得等が確定し、平成27年度の『介護保険料の年額と保険料段階』が決定しました。7月中旬に皆さまのお手元に届いている諏訪広域連合からの通知をご確認ください。
介護保険料は、3年ごとに見直され、高齢化が進むなか、介護サービスの充実や施設等の整備、介護予防を進めるために必要な保険料となっております。町民の皆さまには、ご理解とご協力をお願いします。

通知の方法について

- 特別徴収(年金天引き)の方…決定の内容がハガキで通知されています。
- 普通徴収(納付書・口座振替)の方…決定通知と納付書が封書で送付されています。

納付していただく保険料額について

- 特別徴収の方…4月から9月の保険料は、平成27年2月の年金天引き額を反映していました。6月の平準化により、6月と8月の年金天引き額を新しい保険料の段階で仮に算定した額に変更して、10月からの納付額が極端に変わらないようにしました。
保険料の決定額から9月までの保険料額を除いた金額が、10月から特別徴収(年金天引き)で納めていただく保険料額となります。
- 普通徴収の方…所得状況が前年と変わらないと仮定して、4月から9月の保険料は新しい保険料段階で計算した保険料を納めていただいています。保険料の決定額から、6月までの保険料額を除いた金額を7月から平成28年3月までの9ヶ月で納めていただきます。
※口座振替にされている方は、納付書で納めていただく必要はありません。

〔平成27年度の介護保険料〕

条件		保険料年額 平成27年度	保険料段階 (保険料率)	平成26年度の 段階と保険料年額	
住民税の課税状況 (本人・世帯)	本人の前年の合計所得金額*1 など				
老齢福祉年金受給者または生活保護受給者		25,680円	第1段階 (基準額×0.40)	第1段階=14,250円 (基準額×0.25)	
				第2段階=28,500円 (基準額×0.50)	
非課税世帯 (本人・世帯共に非課税)	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計 80万円以下	41,730円	第2段階 (基準額×0.65)	第3段階=41,610円 (基準額×0.73)	
	80万円を超えて 120万円以下	44,940円	第3段階 (基準額×0.70)		
	120万円を超えている	57,780円	第4段階 (基準額×0.90)		
本人は非課税 世帯は課税	80万円以下	64,200円	第5段階 (基準額)	第4段階=51,300円 (基準額×0.90)	
	80万円を超えている	67,410円	第6段階 (基準額×1.05)	第5段階=57,000円 (基準額)	
課税世帯 (本人・世帯共に課税)	前年の合計所得金額	80万円未満	70,620円	第6段階=59,850円 (基準額×1.05)	
		80万円以上 125万円未満	77,000円	第7段階*2=62,700円 (基準額×1.10)	
		125万円以上 200万円未満	86,670円	第8段階 (基準額×1.35)	第8段階=76,950円 (基準額×1.35)
		200万円以上 300万円未満	102,720円	第9段階 (基準額×1.60)	第9段階=91,200円 (基準額×1.60)
		300万円以上 400万円未満	109,140円	第10段階 (基準額×1.70)	第10段階=96,900円 (基準額×1.70)
		400万円以上 600万円未満	121,980円	第11段階 (基準額×1.90)	第11段階=108,300円 (基準額×1.90)
		600万円以上 1,000万円未満	131,610円	第12段階 (基準額×2.05)	第12段階=116,850円 (基準額×2.05)
		1,000万円以上 1,500万円未満	141,240円	第13段階 (基準額×2.20)	第13段階=125,400円 (基準額×2.20)
		1,500万円以上	150,870円	第14段階 (基準額×2.35)	

*1 合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

*2 平成26年度の第7段階 合計所得金額50万円以上125万円未満の方。

■問い合わせ 下諏訪町 健康福祉課 高齢者係 電話27-1111(内線234~237)